

議案第 27 号

松阪市松浦武四郎記念館条例の一部改正について

松阪市松浦武四郎記念館条例（平成 17 年松阪市条例第 264 号）の一部を次のように改正する。

令和 5 年 2 月 15 日 提出

松阪市長 竹 上 真 人

松阪市松浦武四郎記念館条例の一部を改正する条例

松阪市松浦武四郎記念館条例（平成 17 年松阪市条例第 264 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「、博物館法（昭和 26 年法律第 285 号）第 18 条の規定に基づき」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。